

福島市電子入札心得

（目的）

第1条 福島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して発注する工事、工事に係る測量、設計及び調査、業務委託の請負、物品の購入、賃貸借、修繕及び印刷に係る競争による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令の定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札に参加するものとする。

（電子入札システムへの利用者登録）

第2条 入札参加者は、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱（平成7年4月1日制定）第12条に定める有資格者名簿に登録された者でなければならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるＩＣカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ＩＣカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるＩＣカードは、入札参加者（特定建設工事共同企業体にあつては、当該共同企業体を代表する構成員）の代表者、又は当該代表者から、福島市入札参加資格審査申請時に入札に関する一切の権限について委任を受けた者のＩＣカードでなければならない。

（電子入札システム利用の原則）

第3条 電子入札においては、福島市建設工事等電子入札実施要領第7条第1項各号並びに福島市物品調達電子入札実施要領第7条第1項各号に該当する場合を除き、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとする。

2 電子入札においては、入札参加者に対する入札手続に関連する入札参加資格確認通知等の各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

（入札保証金）

第4条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、一般競争入札に参加しようとする者のうち、福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「規則」という。）第167条の規定に該当する者については、これを免除する。

（入札等）

第5条 入札参加者は、指名通知書、金額抜き設計図書又は仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を、また、公告により行われる入札の入札参加者は公告事項を熟知のうえ入札しなければならない。

2 第1項の趣旨に基づく設計図書等の閲覧をしなかった入札参加者は当該入札に加わることができない。

3 請負契約の入札参加者については、前項に加え、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、請負契約の内工事請負契約の入札参加者については、福島市工事請負契約約款（以

下「約款」という。)を熟知のうえ入札しなければならない。

- 4 入札参加者は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書で示す入札期間において入札書又は辞退届を提出しなければならない。
- 5 入札書には、入札金額、電子くじ入力番号等必要な事項をすべて入力しなければならない。
- 6 提出された入札書等の変更又は取消しは認めないものとする。
- 7 福島市建設工事等電子入札実施要領第7条第1項各号並びに福島市物品調達電子入札実施要領第7条第1項各号に該当する場合は、書面による入札書又は辞退届の提出（以下「紙入札等」という。）ができるものとする。
- 8 紙入札の承認を受けた入札参加者は福島市建設工事等電子入札実施要領第17条並びに福島市物品調達電子入札実施要領第17条に基づき入札書及び関係書類を財務部契約検査課契約係へ持参の上、提出しなければならない。

（工事費内訳書等）

第6条 入札参加者は、工事費内訳書又は積算内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出が必要な入札の場合においては、入札書と併せて電子入札システムで工事費内訳書等を提出するものとする。なお、紙入札等の承認を受けた入札参加者は、財務部契約検査課契約係へ持参の上、入札書と併せて提出するものとする。

（入札の辞退）

- 第7条 指名を受けた者又は一般競争入札参加資格の確認を経て資格がある旨通知を受けた者は、入札書受付締切予定日時を経過するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した以降は、入札辞退届を提出することができない。
- 2 指名を受けた者又は一般競争入札に参加する者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札書の提出期限までに電子入札システムで入札辞退届を提出して行う。
 - 二 紙入札業者にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 入札書の提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名及び競争入札参加資格の認定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(電子入札の延期又は中止)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

- 一 自然災害
- 二 広域又は地域的停電
- 三 プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
- 四 前各号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害

(入札の不成立)

第10条 指名競争入札執行時に、指名された者が辞退等により応札者が1人となったときは、その入札は不成立とする。ただし第13条に規定する再度入札執行時はこの限りでない。

(無効の入札)

第11条 福島市競争入札心得第8条各号に規定するもののほかに、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 ICカードを不正に使用して行われた入札
- 二 福島市建設工事等電子入札実施要領第7条第1項各号並びに福島市物品調達電子入札実施要領第7条第1項各号の規定に基づく承諾を得ていない紙入札
- 三 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの紙入札
- 四 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が必要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札
- 五 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

(落札者の決定)

第12条 事後審査型制限付一般競争入札を除き、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を定める。

(再度入札等)

- 第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。なお、紙入札の承認を得た入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

- 2 再度入札の回数は原則として、一般競争入札と指名競争入札とを問わず1回を限度とする。なお、この限度内において落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、指名替えなどにより改めて入札を行う。ただし、一般競争入札において再度入札の限度内において落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、再度公告をし、改めて入札を行う。
- 3 初度入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(契約書等の提出)

- 第14条 契約書を作成する場合において、落札者は落札決定後、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印、関係書類を添えて10日以内に契約権者に提出しなければならない。
- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後、10日以内に契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

- 第15条 工事請負契約を除く契約について、規則第153条第1項に規定する連帯保証人は、契約人に代わって、自らその請負業務又は給付を完成し又は履行することを保証するものとし、その資格については規則第153条第2項の規定により、市の入札に加わることにについて、その保証しようとする契約人と同等以上の資格を有する者を立てなければならない。
- 2 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項に規定する連帯保証人を立てた契約人は、当該連帯保証人について次の各号の1に掲げる事由が生じたときは、規則第153条第3項の規定により、当該事由が生じた日から5日以内に、新たに連帯保証人を立てなければならない。
 - 一 連帯保証人が、死亡し、又は解散したとき。
 - 二 連帯保証人が、第1項に規定する資格を失ったとき。

(連帯保証人を要しない場合)

- 第16条 1件100万円未満の請負契約及び物品調達契約を締結するとき、並びに市長が特に認めた場合には、前条の規定にかかわらず、連帯保証人を要しないものとする。

(契約保証金)

第17条 規則第149条に定める契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(建設業退職金共済制度への加入)

第18条 市発注工事を落札し、工事請負契約を締結する際は、原則として「建設業退職金共済組合」と、共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書を提出しなければならない。証紙購入額は次を基準とする。

- 一 土木工事は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1000分の2
- 二 建築工事(設備工事を含む。)は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1000分の1.5

(異義の申立)

第19条 入札をした者は入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第20条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を電子入札システムにて提出し、入札に参加しなければならない。

(補則)

第21条 この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

(施行期日)

1. この心得は、令和5年7月1日から施行する。

(施行期日)

2. この心得は、令和6年11月1日に施行する。

(施行期日)

3. この心得は、令和6年12月1日に施行する。